



最上町告示第 13 号

公 告

町有財産売却にかかる一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 5 月 16 日

最上町長 高橋重美



1 : 入札に付する事項

- (1) 売却する物件 廃食用油（一斗缶に入れた状態で受け渡し。
一缶 15 リットルほど。）
- (2) 入札 受付 令和 6 年 5 月 16 日（木） 午前 9 時
令和 6 年 5 月 22 日（水） 午後 5 時（必着）
開札 令和 6 年 5 月 23 日（木） 午前 9 時
- (3) 引渡場所 山形県最上郡最上町大字向町 89-2
最上町給食センター
- (4) 入札の方法 一般競争入札により、最上町が定める最低落札価格以上の
金額で、最高の価格を入札した者を落札者とする。

2 : 入札参加資格

次の項目すべてに該当する個人又は法人は参加資格をもつものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 上記入札物件の購入を希望する個人または法人とし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ならびに暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの以外の者
- (3) 税（市町村税・国税・その他各税）に未納がない者
参加資格を持たない者のした入札及び本入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

<入札書受付から物件引渡までの流れについて>

①入札書受付日時及び場所

日時：令和6年5月16日（木）から令和6年5月22日（水）まで（必着）

午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日及び祝日を除く）

【入札書提出における提出物】

・入札書 ・連絡先がわかる物

入札書提出先：〒999-6101 山形県最上郡最上町大字向町89-2

最上町給食センター 事務室 まで

（郵送または持参のみ）

※入札保証金額は免除とする。

※入札書は指定の入札書を使用すること。

※入札は入札者1人につき1回までとする。入札書受付後の金額訂正や差し替えは認めない。

※入札金額は一斗缶一缶あたり金額の税込価格とすること。入札価格を実際の契約金額とする。入札者は課税事業者か免税事業者かを問わず、消費税相当額を含めた購入希望額を入札書に記載すること。

※入札書は封筒に入れ厳封し、その表面に「町有財産（廃食用油）入札書在中」と朱書きすること。

②町有財産（廃食用油）について

最上町給食センターから排出される廃食用油については、一斗缶に入れて受け渡しを行う。（一個当たり15リットルほど入れた状態）年間7500（※一斗缶50缶（一缶に15リットルほど入れた状態）ほど排出予定。給食献立により、廃食用油量は増減する場合あり）

③開札日

日時：令和6年5月23日（木）午前9時から

最低売却価格を上回った最高額の入札者を落札者とし、落札者に対して同日に当町より連絡する。同額の場合は当方で抽選を行う。

④契約締結時期及び売却代金の納入期限について

落札決定後速やかに契約を締結すること。

売却代金については、廃食用油が排出された際と一緒にお渡しする納付書にて納付すること。

【契約締結時必要書類】

- ・契約書（当町で作成の上、記名・押印願います）契約書の印紙は不要
- ・納税証明書（発効後1ヶ月以内のもので税の未納がないことがわかる証明書）
- ・個人の場合・・・運転免許書等本人確認書類の写し
- ・法人の場合・・・登記簿謄本等（登記事項証明書）の写し
- ・暴力団排除に関する誓約書（当町で作成の上、記名・押印願います）
- ・その他町長が必要とした書類

代金の納入については、廃食用油がある程度たまった時点で落札者に連絡を行い、随時納付書を発行する。

その他注意事項について

- ・天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の延期又は入札を取りやめることがある。
- ・金額・氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書は無効とする。
- ・入札は郵送または持参のみとし、電子メール・ファックス等による入札は無効とする。
- ・入札物件は現状渡しとし、引渡後の補償は一切行わない。
- ・積み込み・搬送・その他物件引渡に関する際の費用はすべて落札者負担とする。
- ・搬送中に事故等が発生した場合においても、最上町は一切の責任を負わないものとする。
- ・その他落札後に関する一切の費用について最上町は負担しないものとする。
- ・引渡については、物件の受け渡しが可能になった段階で最上町給食センターから落札者へ随時連絡を行い、落札者が搬出を行うものとする。
- ・落札後の対象物件に対する最上町の瑕疵担保責任は負わないものとする。

【問い合わせ】

最上町給食センター（TEL0233-43-2104）まで

売却物件：廃食用油

物 件 給食で使用した食用油の廃油
(一斗缶に15リットルほど入れた状態)

最低落札価格 **¥50-** (一缶あたりの単価)

予定排出量 年間750リットル (一斗缶50缶ほど)
※給食献立により増減の可能性あり。